

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	令和3年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大台町は、令和3年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するための適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大台町長

公表日

令和6年7月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	令和3年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金に関する支給事務
②事務の概要	・新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々が速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領(令和3年12月21日付府政経運第423号)」に基づき、臨時特別給付金を支給する。 特定個人情報ファイルは、支給要件の判定及び支給に関する事務で使用する。
③システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律第10条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表の135の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律第10条 (情報照会の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の160の項及び第162条 (情報提供の根拠) 情報提供は行わない
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	戦略企画課 519-2404 三重県多気郡大台町佐原750番地 0598-82-3782
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉課 519-2404 三重県多気郡大台町佐原750番地 0598-82-3783

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月26日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	公金受取口座登録法 第11条 番号法 第9条第1項、別表第一の項番101 番号法 別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令 第74条、デジタル庁告示11号	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のた めの預貯金口座の登録に関する法律第10条 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律第9条第1項 別 表の135 の項	事後	法改正による(R6.5)
令和6年6月26日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	公金受取口座登録法 第10条 番号法 第19条第8号 別表第二(第121項) 番号法 別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令(以下、「別表第二主務省 令」という。) 第59条の4 (別表第二における情報照会の根拠) 番号法 別表第二の項番121 別表第二主務省令 第59条の4 (別表第二における情報提供の根拠) 情報提供は行わない	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のた めの預貯金口座の登録に関する法律第10条 (情報照会の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律第19条第8号に 基づく利 用特定個人情報の提供に関する命令第2条の 表の160の項及び第162条 (情報提供の根拠) 情報提供は行わない	事後	法改正による(R6.5)
令和6年6月26日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	町民福祉課	福祉課	事後	機構改革に伴う修正(R6.4)
令和6年6月26日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	町民福祉課長	福祉課長	事後	機構改革に伴う修正(R6.4)
令和6年6月26日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求	総務課 519-2404 三重県多気郡大台町佐原 750番地 0598-82-3781	戦略企画課 519-2404 三重県多気郡大台町 佐原750番地 0598-82-3782	事後	機構改革に伴う修正(R6.4)
令和6年6月26日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取り扱いに関する問い合わせ	町民福祉課 519-2404 三重県多気郡大台町 佐原750番地 0598-82-3783	福祉課 519-2404 三重県多気郡大台町佐原 750番地 0598-82-3783	事後	機構改革に伴う修正(R6.4)
令和6年6月26日	II しきい値判断項目 1. 対象人数の時点	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年6月26日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数の時点	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	